

公益財団法人アシュラン国際奨学財団
令和4年度 一般奨学金募集要項

1. 趣 旨

本法人は、アジア諸国からの留学生として来日した者のうち、志操堅固、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して奨学援助を行い、もって我が国を含むアジア諸国間の国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他[○]の奨学金或いはそれに類する金銭の併願、併給は認めません。
ただし、金銭総額が文部科学省外国人留学生学習奨励費相当額までは
認めます。 → 本学が採択コトに次世代プログラムは、該当するとのことなので、
済に支給している者は対象外。

3. 奨学金の応募資格

奨学金の応募資格は次のとおりです。

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生で、在留資格が原則として「留学」である。
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、令和4年4月1日現在の年齢が35歳以下である。
- (3) 現課程の標準修業年限の終了までに1年以上を有している。
ただし、現課程の最上級年次の者で、引き続き上級課程に進学する場合は、この限りとしない。
- (4) 修学のために経済的援助を必要としている。
- (5) 学業、人物ともに優秀であり、健康である。
- (6) 日本語能力試験2級相当以上の日本語能力を有している。
- (7) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる。
- (8) 奨学生交流会（年4回を予定。うち1回は宿泊を伴う研修旅行）に必ず出席できる。

4. 採用人員

8名程度

5. 奨学金の額と支給の方法等

奨学金の額と支給の方法等は次のとおりです。

- (1) 支給金額と期間
支給金額は月額10万円とします。

また、支給期間は奨学生に採用したときから2年間とします。
ただし、各課程の最上級年次の者は、引き続き上級課程に進学しなかった場合は、標準修業年限内での卒業（修了）までとします。

(2) 支給の時期と方法

令和4年度の奨学金贈呈式（本年6月開催予定）を行った後、4月に遡及して支給します。

また、支給の方法は原則として毎月、本人名義の銀行等の預金口座に振り込みます。

6. 奨学金の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

- (1) 理由なく一月以上、病気等により長期欠席した。
- (2) 休学又は外国へ留学した。
- (3) 留学・研究調査等の学業目的外または学校の休暇外で、一月以上に亘り出国した。
- (4) 在学する大学における学籍を失った。
- (5) 学則により処分を受けた。
- (6) 学業成績又は素行が甚だ不良である。
- (7) 留年又は卒業延期の恐れが生じた。
- (8) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見された。
- (9) 奨学金を必要としない理由が生じた。
- (10) 留学生としての資格を失った。
- (11) 事務局の指示や指導に従わない又は連絡が取れなくなった。
- (12) 本法人もしくは支援企業の名誉を傷つける等、著しく迷惑をかけた。

7. 募集方法

大学を通じて募集します。

学生からの直接応募は一切受け付けません。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、在学する大学において、指定する日までに大学の留学生奨学金担当窓口へ提出してください。

- (1) 一般奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
日本語能力試験、その他資格を有する場合は、資格を証明する証書の写し。
- (3) 身上書（所定の様式）
- (4) 身上書の別紙（所定の様式）
- (5) 推薦状（学部長又は指導教員による封書）
A4用紙1頁程度とする。

- (6) 成績証明書（現課程のもの）
ただし、現課程の証明書が入手不可能な場合は、前課程のもの又は入学試験の成績・順位等が分かるものを提出ください。
- (7) 勉学状況、研究内容等の資料
 - ①学部生及び新入学の大学院生は、学業・研究の概要、卒業論文、研究発表等について「学業状況（予定）表」（様式参照）に記載してください。
 - ②大学院生は研究内容や論文投稿、学会発表等の状況が分かる資料と「研究業績（予定）表」（様式参照）を提出ください。なお、資料表紙の上部に番号を付し、「研究業績（予定）表」にも同番号を記載してください。
- (8) 在学証明書
ただし、大学院各課程に入学予定者の場合は、合格通知書又は入学許可書の写し。
- (9) 在留カードの写し
- (10) カラー写真2枚（3ヶ月以内の上半身正面の近影写真、5×4cm）
写真裏面に氏名を記入し、1枚は「一般奨学金申請書」に貼り、もう1枚は同封してください。

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本法人に設置する奨学生選考委員会の選考を経て、理事会の承認をもって決定します。
- (2) 採用決定者については、6月上旬には大学及び本人に通知します。
なお、採用決定者は6月開催予定の奨学金贈呈式及び第1回奨学生交流会に必ず出席してください。

10. その他

応募書類の受付後、申請内容の確認のため本法人の担当者が直接（新型コロナウイルスの感染拡大状況によってはWebにて）本人と面談します。
なお、面談の日時については、後日連絡します。

以上

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人 アシュラン国際奨学財団 事務局
〒816-8530 福岡県大野城市上大利五丁目21番1号
株式会社アシュラン本社内
TEL) 092-596-9340
FAX) 092-596-7705